

## 小松商工会議所会員に借入利息の一部を利子補給します。

### － 借入利子の一割を前払いの形でお支払い致します。－

昨年夏以降の景気悪化により、ほとんどの業種で資金繰りが悪化し、経営が深刻化しております。小松商工会議所では、会員企業の経営安定を図る為、下記の制度融資に対して利子補給を実施致します。

補給対象者	補給を受けることが出来る者は、下記の各号のいずれにも該当するものとする。 ① 石川県小口融資制度（一般分・特別分）・石川県小口零細融資制度・経営改善貸付融資制度（マル経）の融資を受けることができた者。 ② 元金及び利子の返済（据え置き期間内における元金の返済を除く）の遅延等がないもの。
補給金の額	借入年額の利子払い額の10%以内とし百円未満は切り捨てるものとする。
対象期間	補給対象期間は、当該融資に係る返済開始の日から1年間とする。
交付申請	補給を受けようとする者は、融資実行後1ヶ月以内に「利子補給金交付申請書」に所定の添付書類（借入銀行が作成する償還額明細書を含む）を添付し、申請するものとする。
施行日時	◇石川県小口融資制度（一般分・特別分） 平成21年2月1日～平成21年12月31日 ◇石川県小口零細融資制度・経営改善貸付融資制度（マル経） 平成21年6月1日～平成21年12月31日

#### 石川県小口融資制度（一般分・特別分）

融資限度額	一般	1,500万円
	特別	1,250万円
金利	一般	年 2.05%
	特別	年 2.00%
返済期間	一般・特別	
	運転	60ヶ月（据置期間6ヶ月か12ヶ月を含む）
	設備	84ヶ月（据置期間6ヶ月か12ヶ月を含む）

#### 石川県小口零細融資制度

融資限度額	1,250万円
金利	年 2.00%
返済期間	
	運転 60ヶ月（据置期間12ヶ月を含む）
	設備 84ヶ月（据置期間12ヶ月を含む）

#### 経営改善貸付融資制度（マル経）

融資限度額	1,500万円
金利	年 2.10%
返済期間	
	運転 84ヶ月（据置期間12ヶ月を含む）
	設備 120ヶ月（据置期間24ヶ月を含む）